

2024年度 教職課程科目受講希望者の留意事項

(1) 科目等履修生が取得可能な免許状

卒業した学科、または在学する大学院研究科・専攻科に係る免許状であること。下記表を参照。
卒業した学科で在学中、ダブル免許プログラムを受講していた学生に限る。

(2-1) 教職課程受講条件 (2024年度春学期募集 新規科目等履修生より適用)

学部・学科	取得免許状		受講条件
教育学部教育学科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 小学校教諭2種免許状		なし
	社会	中学校教諭1種免許状 中学校教諭2種免許状	
	地理 歴史	高等学校教諭1種免許状	
	公民	高等学校教諭1種免許状	
	保健 体育	中学校教諭1種免許状 中学校教諭2種免許状 高等学校教諭1種免許状	
文学部国語教育学科	国語	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	卒業時の累積GPAが2.00以上
文学部英語教育学科	英語	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	卒業時の累積GPA 2.40以上、もしくは、 IELTS 5.0以上を取得していること。なお、 出願時から2年以内に受験したものに限る。
芸術学部芸術教育学科	音楽	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	卒業時の累積GPAが2.50以上
	美術	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	
	工芸	高等学校教諭1種免許状	
農学部生物資源学科 農学部生産農学科	理科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	卒業時の累積GPAが2.00以上
	農業	高等学校教諭1種免許状	
工学部情報通信工学科	数学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	なし
	工業	高等学校教諭1種免許状	
工学部ソフトウェア サイエンス学科	数学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	
	情報	高等学校教諭1種免許状	
工学部マネジメント サイエンス学科	数学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	
リベラルアーツ学部 リベラルアーツ学科	国語	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	卒業時の累積GPAが2.40以上
	英語	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	

注 文学部人間学科卒業生「社会」「公民」希望者は教育学部教育学科「社会」「公民」を受講
リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科卒業生「国語」希望者は文学部国語教育学科「国語」を受講
「英語」希望者は文学部英語教育学科「英語」を受講
農学部生物環境システム学科卒業生「理科」「農業」希望者は農学部生産農学科「理科」「農業」を受講
農学部生命化学科卒業生「理科」希望者は農学部生産農学科「理科」を受講
工学部機械情報システム学科卒業生「工業」希望者は工学部情報通信工学科「工業」を受講

(2-2) 科目等履修生が取得可能な免許状 (ダブル免許プログラム) <対象入学年度: 2019 年度以降>

学部・学科	取得免許状	受講条件	備考
教育学部教育学科※	中学校教諭 2 種免許状 (国語)	卒業時の累積 GPA が 2.00 以上	文学部国語教育学科で受講
	中学校教諭 2 種免許状 (数学)	なし	工学部で受講
	中学校教諭 2 種免許状 (理科)	なし	農学部生産農学科で受講
	中学校教諭 2 種免許状 (英語)	なし	文学部英語教育学科で受講
文学部国語教育学科 文学部英語教育学科 芸術学部芸術教育学科 農学部生産農学科 工学部情報通信工学科 工学部ソフトウェアサイエンス学科 工学部マネジメントサイエンス学科	小学校教諭 2 種免許状	なし	教育学部教育学科もしくは通信教育課程で受講

※教育学部教育学科で上記の中学校教諭 2 種免許状を取得した卒業生が、上級免許状の 1 種免許状を取得希望の場合についても申請可。

受講条件

国語 卒業時累積 GPA が 2.00 以上

英語 卒業時の累積 GPA 2.40 以上、もしくは、IELTS 5.0 以上を取得していること。なお、出願時から 2 年以内に受験したものに限る。

数学・理科 なし

「教育の基礎的理解に関する科目」
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の 3 群を指す場合、以下「教育の基礎的理解に関する科目等」と記載し

(3) 教育実習 (現場実習) 許可条件 (2024 年度 新規科目等履修生より適用)

- ① 教育実習 (事前指導) で「P」評価を得ていること
- ② 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること
- ③ 各教科の指導法を 4 単位以上修得済みであること

※なお、教育学部生のみ、必修科目の各教科の指導法について、幼稚園は保育内容の指導法から 5 科目修得していること、小学校は「音楽・図工・体育科指導法」のうち 2 科目を含み 6 科目修得していること、保健体育は「保健体育科指導法 I・II」を修得していること、社会 (中学校のみ) は「社会科指導法 I・II」を修得していること、社会・公民は「社会公民科指導法 I・II」を修得していることとする

- ④ 介護等体験を終了していること

* 地理歴史・公民・農業・工業・情報・工芸 いずれかの免許状のみを取得しようとする者を除く

(4) 幼稚園教諭免許状または小学校教諭免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験（私立学校を含む）を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業者または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。
- b. 本学大学院に在学する者（入学予定者を含む）であって、本学学部において開講される教職課程科目（教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目）・単位の履修を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。また、大学院生が学部の授業科目を履修する場合、研究科によっては履修単位数の制限を設定している場合がありますので、履修登録前に研究科長、指導教員、授業運営課に相談してください。

(5) 中学校教諭免許状または高等学校教諭免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験（私立学校を含む）を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業者または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。
- b. 本学大学院・芸術専攻科に在学する者（入学予定者を含む）であって、本学学部において開講される教職課程科目（教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目）・単位の履修を希望する者（なお、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない）。

(6) 教育実習の履修

「教育実習」に係る科目の履修は「事前指導」「現場実習」「事後指導」を履修するため2ヶ年にわたります。また、教育実習についての詳細は科目等履修生対象の教職ガイダンスで説明します。なお、教育実習のみの履修は認めていません。

(7) 介護等体験の実施（小・中学校教育職員免許状取得希望者）

介護等体験の申込方法、事前指導の実施内容についての詳細は科目等履修生対象教職ガイダンスで説明します。なお、介護等体験のみの履修は認めていません。

「介護等体験」の期間は、特別支援学級を設置する小中学校または社会福祉施設で実施します。

※社会福祉施設は中学校国語免許希望者のみ

体験時期については別途指示します。

「介護等体験」は、別途費用がかかります。2024年度の金額は8,000円です。

中学校国語免許希望者は社会福祉施設の体験があるため、4,000円の追加となります。

納入方法については、後日、教師教育リサーチセンターより連絡します。

秋学期のみ希望の新規志願者で「介護等体験」の実施を希望する方は、受け入れ施設の申込みならびに事前指導の関係上、次年度も科目等履修生の継続を必要とします（この場合、介護等体験の費用だけでなく科目等履修生としての在籍料もかかります）。

(8) 履修科目の申請（志願書）

志願書に受講を希望する科目名を記入し、指定期間内に授業運営課に提出してください。

(9) 教育職員免許状の授与申請手続き

教育職員免許状の授与に関する申請手続きは、大学が東京都にまとめて申請をする【一括申請】の対象外となります。管轄の教育委員会へ【個人申請】での手続きをお願いします。

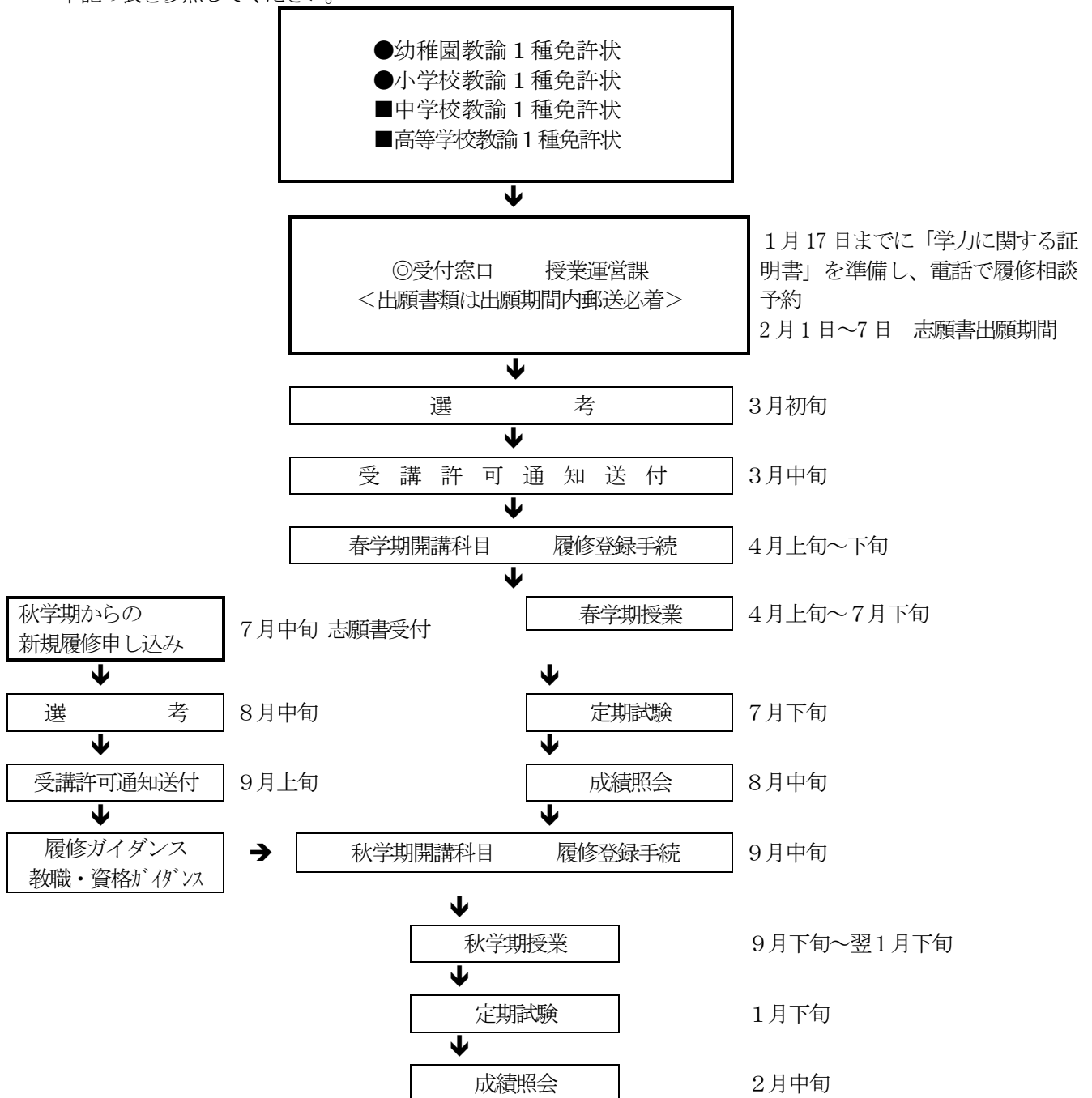
(10) 「教職実践演習」の履修

平成 21 年 4 月 1 日の教育職員免許法施行規則の改正により、教育職員免許状を取得するには「教職実践演習」の修得が必要です。なお、法令上「教職実践演習」の修得につきましては経過処置等がありますが、本学では科目設置の趣旨を鑑み、本学で科目等履修生として「教育実習」を含み教職科目を履修する場合、「教職実践演習」は必ず履修していただきます。

また、本学では「教職実践演習」のみの履修は、原則、認めておりません。

(11) 年間の流れ

下記の表を参照してください。



※ 教育職員免許法及び同施行規則改正に伴う教職課程履修に関する注意について

教育職員免許法・同施行規則の改正により、2018年度以前入学生が卒業後に教職課程科目を受講する場合は、改正後の法律（新課程）が適用となるため、新たな科目修得が必要になります。

特に、下記の事例につきましては、予めご承知おきください。

- ① 「特別支援教育」については、在学中2018年度以前の履修・修得の場合には、内容が異なるため改めて履修する必要があります。
- ② 中学校1種免許状を取得する場合、必要な科目「各教科の指導法Ⅲ・Ⅳ」を修得していない者は、履修が必要です。
中学校1種免（美術）は「美術科・工芸科指導法Ⅰ・Ⅱ」、「美術科指導法Ⅰ・Ⅱ」を修得していない場合、履修が必要です。

<情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設に伴う対応について>

教育職員免許法施行規則・教職課程認定基準の改正により、新規ICT事項科目「教育方法・技術論」「ICT活用の理論と実践」の修得が必要になります。

下記事例については経過措置が適用されるため追加履修の必要はありません。

- ①2021年度以前入学生で、在学中に「教育の方法と技術」または「教育の方法と技術（中・高）」を修得済。
- ②2021年度から2022年度にかけ、科目等履修生の「2年継続」での在籍を許可された学生で在籍中に「教育の方法と技術」または「教育の方法と技術（中・高）」を修得済。

なお、本件に関して質問等がある場合につきましては、教師教育リサーチセンターまでお問い合わせください。